

統計法及び独立行政法人統計センター法の 一部を改正する法律案の概要

統計改革推進会議（議長：内閣官房長官）の「最終取りまとめ」（平成29年5月）を踏まえ、統計の改革として、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、行政機関等の責務等の規定設置、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講ずる。

1. 改正の概要

（１）統計法の一部改正

① 行政機関等の責務等の規定設置

行政機関等が基本理念にのっとり公的統計を作成する責務や公的統計の作成に関し関係者等の協力を得るなどの努力義務を設けるとともに、基幹統計を作成する行政機関の長から協力要請を受けた関係者等の要請に応じる努力義務を設ける。

② 事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大

総務大臣が整備している事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる範囲について、公的統計の全ての作成主体が行う事業所に関する統計を作成するための調査に拡大する。

③ 調査票情報の提供対象の拡大

調査票情報の提供対象について、情報保護を徹底しつつ、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者等に拡大するとともに、提供した調査票情報を用いて作成された統計等の公表に関する規定を整備する。

④ 統計委員会の機能強化

統計委員会の所掌事務に、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、公的統計基本計画の実施状況に関する勧告等を追加するとともに、統計委員会に幹事を置く。

（２）独立行政法人統計センター法の一部改正

○ 独立行政法人統計センターの業務の追加

統計センターの業務に、国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施すること等を追加する。

（３）上記のほか、所要の規定の整備を行う。

2. 施行期日

- 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（統計委員会の所掌事務に係る改正規定等は公布日）